

大都市近郊農村地域における景観計画の施策上の課題 ー長沼町, 当別を事例としてー

小林昭裕

A Study on the Subjects of Landscape Planning Policy of Rural Setting in Metropolitan Suburb – a Case Study of Naganuma and Tobetu Town, Hokkaido-

A. Kobayasi

要 旨

大都市近郊にある農村として長沼町と当別町を事例とし、景観計画および関連資料の内容をもとに、都市住民との交流を活用し、まちづくりに果たす景観の役割について、都市近郊にある農村地域での景観計画の施策面の課題を検討した。本研究では、次の点を主検討課題とした。第一に、景観関連の施策上の経緯、第二に、景観計画対象地域の範囲および景観区分を行った際の着眼点、第三に、農村景観の目標設定と実現手法、第四に目標実現のため施策展開の拠り所、第五に施策による目標の実現化と基準の考え方、第六に施策面からみた、主体となる住民力の育成及び合意形成のプロセスとした。

キーワード: 景観計画, 都市近郊, 農村, 長沼, 当別

Abstract

This study examined some roles of landscape for community development of rural setting in metropolitan suburb by utilizing urban-rural exchange activities. Naganuma and Tobetu town in Hokkaido were chosen for this study. In this study, the following points were examined; the course of landscape policy in recent years, key points of deciding range of landscape planning and dividing the range, establishing goal of landscape planning and political measures for achievement of the goal, logical foundation of progress for developing the measures, setting standard for achievement of the goal, the process of consensus building and promoting power of citizens.

Key words: Landscape planning, Suburb, Rural setting, Naganuma, Tobetu

1. 目的

農村景観は、日々の営農、生活の営みを通じて刻々変化し続ける対象であり、その変化の方向を正しく見定めることは地域資源の有効活用だけでなく、魅力的な景観として観光資源としての活用や、経済活動に結びつく契機となる。

これまで、農村景観に対する研究アプローチは 3 つの側面に分けることができる。それは景観に対する審美的側面からのアプローチ、生産活動を通じた居住環境の変化からのアプローチ、行政施策面からのアプローチである(深町, 2000)。

施策面からのアプローチについて、課題がいくつかの部局にわたるために調整が必要であるなど、問題が山積している(轟ら, 1995)という指摘や、農業基盤整備における景観的配慮への研究事例は少ない

(山路, 1992)。

まちづくりに果たす景観の役割が期待されており、まちのビジョン形成における景観の役割を考えると、市民の合意形成上のメリットとして、次の 3 点が考えられる。①景観をまちづくりのツールとして使う魅力である。少ない投資で多くの元気を得ることができ、人を動かす仕掛けになり、舞台づくりにもなりうる。②気づきと組み立て(活用する仕組み)を同時に併せ持つ。まちづくりにおける組立方法は、それに携わっている中である程度身につけることができるが、“真理を捉える着眼”に出会わなければ、永遠気づかない。景観は、“まなざし”としてわかりやすく気づかせてくれる。③イメージは景観を媒介にすると、伝搬力が増す。地域の良さを視覚的に表現することで、言葉では伝えられない地域の姿を広く伝搬でき、地域としての共通イメージやシンボル形成に役立つ。さらに、「もの」

を「こと」にする仕掛けとして、ストーリーを付与することで、視覚化しづらい歴史や文化までも見えるようにする力がある。

一方、農村地域の振興を図るには、安全な農産物の生産システム、それを支える効率的かつ環境に配慮した農業生産システム、市場に対応する農業生産物の販売・物流システムの確立に加え、消費者や都市住民との交流を通じた「人、もの、金、情報」の交換が欠かせないことが指摘されている(吉岡, 2005)。

既往研究として、北澤(2009)による都市農村の交流の枠組みにおける景観づくり活動の推進を図ることを目的にした研究や、本庄ら(2000)や前田・西村(2001)によって、都市農村の交流活動を通じて地域住民が地域の良さを再認識する機会となるなど意識変化に関する研究、乾・堀田(2007)が都市近郊では、混住化によって、住宅の外観上、建物全面や付属物、外壁で都市的外観を選好する傾向を指摘している。しかし、都市近郊における景観計画の施策面からアプローチした研究事例はない。

本研究では、消費者や都市住民との交流を活用し、まちづくりに果たす景観の役割について検討することとした。そこで大都市近郊にある農村として、札幌近郊にあり、2009年2月現在、景観行政団体となっている長沼町(2007年に景観行政団体)、当別町(2008年に景観行政団体)を事例とし、景観計画および関連資料の内容をもとに、景観計画策定における施策面の課題や問題点について検討した。

2. 調査方法

2.1. 対象地の立地特性

2.1.1. 長沼町

石狩平野の南東部にある農業が基幹産業の町である(図1)。札幌市から南東へ約32km、新千歳空港から北へ28kmと、大都市圏に近接する。近年の人口推移をみると、1980年が13,354人、1985年が12,921人、1990年が12,282人、1995年が12,293人、2000年が12,452人、2005年が12,401人、2009年8月が

12,096人であり、1990年以降ほぼ横ばいである。総面積は168km²で、その約3分の2を農地が、約1割を山林が占める。地形的には石狩低地帯(標高7~15m)のほぼ中央に位置し、町域の約80%が千歳川・夕張川が形成した沖積平野で、概ね平坦である。残りの約2割が東部に広がる馬追丘陵(標高100m~280m)の緩傾斜地からなる。地形的特徴から、馬追丘陵には石狩平野を見下ろす眺望点が数多く存在し、裾野にため池が点在し、沢沿いに谷地田がみられる。

町を囲むように流れる夕張川・千歳川・旧夕張川などの自然河川のほか、排水と運搬のために整備された馬追運河などの人工河川が流れる。低地帯では開拓当初から水害に悩まれ、河川改修や浚渫、堤防整備、内水排除、水害被害の軽減対策などが継続され、長沼町全域に排水路が整備されている。

西部北海道気候に属し、この気候区の中では寒暖の差が大きく、比較的降水量は少ない。春~夏は苫小牧方面の太平洋から吹付ける冷たい偏東風が冷害をもたらすことがある。冬は日本海からの西・北西の強い季節風による多量の降雪をみることがある。

長沼町の開拓の歴史は、1887年(明治20年)に岩手県人吉川鐵之助らの手により始まり、平地部は一边300間(約550m)の殖民区画に区切られ、計画的な開拓が行われた。平地の田園地帯は、防風林のある格子状の水田が広がり、集落や住宅が点在し、屋敷林や庭園とも相まって景観にアクセントを添えている。

国道337号と道道札幌夕張線・恵庭栗山線の交点周辺部には、町民の半数以上が居住する中央長沼市街地がある。町の東側に位置する馬追丘陵には、温泉や「道の駅」等の観光・レクリエーション施設が点在し、豊かな自然を有する山林と地形に沿って造成された農地が広がる。近年は、眺望の良さに惹かれた移住者等の住宅が増加している。また、町内の道路沿いや公共施設が、町民のボランティアで「花いっぱい運動」により、草花で彩られている。

2.1.2. 当別町

石狩平野の南西部に位置し、農業が基幹産業の町である(図1)。札幌市から北東へ約25km、新千歳空港から北へ70kmと、大都市圏に近接する。近年の人口推移をみると、1980年が17,316人、1985年が16,507人、1990年が15,836人、1995年が19,732人、2000年が20,768人、2005年が20,525人、2009年6月が18,962人であり、1990年までは減少傾向を示し、1993年の札幌大橋開通により札幌市への交通アクセスが向上したことにより2000年まで急増し、それ以降は減退している。

行政区域は東西26km、南北47kmで、総面積が423km²である。地形的に、北部が樺戸山地に属する山岳地帯であり、南部が石狩平野の一部をなす。河川は、石狩川が南西端を流れ、町域を南北に縦断して当別川が石狩川に合流する。

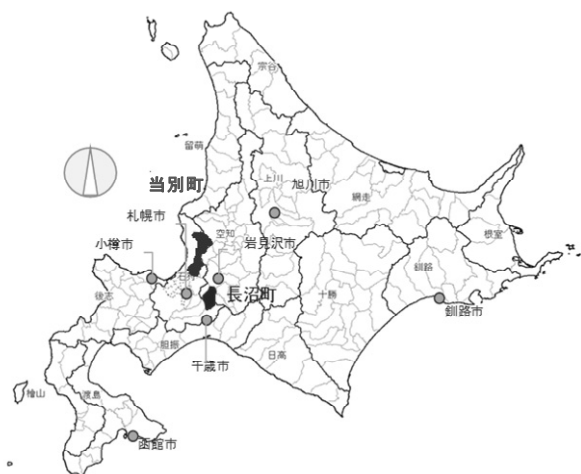


図1 事例対象とした当別町と長沼町の位置

手稲連山と樺戸山地に挟まれた平地に位置するため、冬季は、石狩湾からの季節風が直接吹き込むことと、石狩湾低気圧による局地的豪雪によって、道内でも有数の吹雪常習かつ豪雪地帯で、年間平均降雪量は640cmである。

1871年(明治4年)に仙台藩一門岩出山の伊達邦直主従により開拓の鋤が入った。1934年に札沼線が当別まで開通、戦後、石狩川支流の当別川泥炭地帯は、客土工事により、水田が開発された。1987年にスウェーデン・レクサンド市との姉妹都市提携、1988年に札幌大橋完成や学園都市線と愛称を付けられた札沼線の整備によって、札幌への往来が便利になり、ベッドタウン化が進み人口が急増したが、2000年以降逡減している。また、「スウェーデンヒルズ」として住宅地団地も整備され、北海道医療大学が進出した。ゴルフ場が5か所あり、町北部の道民の森にもレクリエーション施設が充実している。

基幹産業である農業は、米作、酪農を中心とする農業生産が展開されてきたが、近年、経営の発展を図るために、野菜、花卉の生産が盛んである。現在は、経営の安定化と生産性を一層高め農業所得の増加をめざし、品質向上、生産コストの低減、特色ある地域ブランドの確立に力を入れている。森林面積は約26,300haで、林層は広葉樹が多く、うち制限林である「水源かん養林」が森林全体の約73%を占めるなど自然環境の保全、他産業との調和及び国土の保全に重要な役割を果たしている。

当別本町市街地は当別川の扇状地に立地し、国

道275号線と道道当別浜益港線、道道岩見沢石狩線に囲まれている。札沼線の駅として、太美駅、当別駅、医療大学前駅がある。

2.2. 調査手法

事例対象とした長沼町および当別町については、景観条例、景観計画、景観計画調査報告の3点を一次資料とし関連の情報を整理した。長沼町については、景観の現況と特性の分析、および景観形成の基本的な考え方を示した「長沼町農村環境策定委託業務報告書(2007)」(以下、本文中ではN1とする)、景観づくり目標、目標の具体化の方法、ルール作りを記載した「長沼町美しい景観づくり計画(2008)」(N2)、「長沼町美しい景観づくり条例(2008)」(N3)とした。当別町については、「美しいまち当別をみんなでつくる条例(2002)」(T4)、景観計画の策定に向けて、当別の景観に関する現況、住民の意識などを把握し、景観形成に向けた課題を明らかにした「当別町景観形成基本調査報告書(2004)」(T1)、「当別町景観形成基本計画(2008)」(T2)、「当別町景観計画(2009)」(T3)とした。ただ、T3はT2の考え方を踏襲し、景観法が求める「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」、「景観農業振興地域整備計画に関する事項」、及び「景観協定」をT2に加筆したものである。

表1 長沼町及び当別町における景観関連施策の経緯

施策	年度																	
	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
ニューカントリー構想	○																	
緑と光のニュータウン基本計画	○																	
うるおい・緑・景観まちづくり					○													
田園環境整備マスタープラン											○							
第4期長沼町総合振興計画															○			
「景観行政団体」に認定																○		
「長沼町農村環境策定委託業務報告」																○		
「長沼町の美しい景観づくり懇談会」開催															○	○		
「長沼町美しい景観づくり計画」策定																	○	
「長沼町美しい景観づくり条例」制定																	○	
「美しいまち当別をみんなでつくる条例」制定											●							
当別町当別町美しい景観委員会が設置											●	●						
オープンガーデン事業											●	●	●	●				
美しいまち推進補助金												●						
「優良田園住宅認定」												●						
景観委員会が設置													●					
「当別町景観形成基本調査報告書」が作成													●					
「大きな木認定事業」													●					
「景観形成基本計画策定委員会」														●	●			
「景観スポット認定事業」														●				
「美しいまちづくり表彰」														●				
「景観形成普及啓発事業(景観セミナー)」															●			
「フラワーマップ事業」															●			
「当別町景観形成基本計画」策定																●		
「景観行政団体」に認定																	●	
「当別町景観計画」策定																		●

○や●の記載は、該当年度を示す。

本研究では、消費者や都市住民との交流を活用したまちづくりに果たす景観の役割について、次の点を主検討課題とした。第一に、景観関連の施策上の経緯、第二に、景観計画対象地域の範囲および景観区分を行った際の着眼点、第三に、農村景観の目標設定と実現手法、第四に目標実現のため施策展開の拠り所、第五に施策による目標の実現化と基準の考え方、第六に施策面からみた、主体となる住民力の育成及び合意形成のプロセスとした。

3. 結果

3.1, 景観関連の施策上の経緯

3.1.1, 長沼町

表 1 に長沼町における景観計画に関連する施策の概要を示した。1992 年度に、札幌圏・首都圏との交流を深め、都市に開かれた魅力ある豊かな田園地域づくりを目指した「ニューカントリー構想」、住む人や訪れる人にとって快適さの中にゆとりと優しい感じられる環境形成や景観形成に主眼を置いたまちづくりのマスタープランとしての、「緑と光のニュータウン基本計画」が策定された。1996 年に緑で街を包み潤いのある環境と特徴のある景観の創出を目指す「うるおい・緑・景観まちづくり整備計画」、2002 年にサイクリングロード沿道や排水路沿線及び耕地の周囲において、防風林を植栽・管理にあたり、農村の居住環境向上の一環として位置づけ、緑豊かな農村景観を形成する「田園環境整備マスタープラン」が策定された。2006 年に、環境問題への対応として、「景観形成の推進」（田園都市文化を象徴する景観形成の推進・景観資源の保全と活用推進）を謳った、第 4 期長沼町総合振興計画・基本構想（計画期間：2001～2020 年度）が策定された。「長沼町農村環境策定委託業務報告」が 2006 年度から開始され、これに合わせて「長沼町の美しい景観づくり懇談会」が始まり、2007 年に「景観行政団体」に認定され、2008 年に「長沼町美しい景観づくり計画」が策定され、「長沼町美しい景観づくり条例」が制定された。

3.1.2, 当別町

表 1 に当別町における景観計画に関連する施策の概要を示した。2002 年に「美しいまち当別をみんなで作る条例」が制定され、同年に、地域住民からなる「当別町美しい景観委員会」が設置された。また、オープンガーデン事業が（2002～2005 年）おこなわれた。2003 年度に「当別町景観形成基本調査」が実施されたほか、美しい農村創出のためモデル的な住宅をコンテスト形式で選定し、住民の意識啓発を図る「美しい農村住宅コンテスト」が行われ、100 件の農家住宅写真が展示された。また、2003 年度から数年間継続し、美しいまちづくり活動に取り組む町内会または任意団体に対して一定期間定率の事業費を補助することによ

って、美しい街づくり活動の活性化を図る「美しいまち推進補助金」の活用や、自然環境と調和を図り、広い敷地での野菜づくりやガーデニングを楽しめるゆとりと安らぎのある建設を促す区域を定め「優良田園住宅認定」を行っている。2004 年に、美しい街づくりを積極的に推進するための各種施策や方策について審議する「景観委員会」が設置され、美しいまちづくり「当別町景観形成基本調査報告書」が作成された。また、身近な緑に対する関心を喚起するため、町内にある大木を募集し選考のうえ認定するという「大きな木認定事業」が実施された。

2005 年度に「景観形成基本計画策定委員会」が設置されたほか、町の四季折々の景観スポットを募集認定し、美しい景観の再発見と町の魅力を発信することを目的に「景観スポット認定事業」が行われた。また、この年から、地域住民などによる美しい景観づくり活動で継続的で顕著なものを表彰する「美しいまちづくり表彰」が行われた。2006 年には、景観形成基本計画の内容を広く町民に周知し景観形成への積極的参加と将来を見据えた人材育成を目的に「景観形成普及啓発事業（景観セミナー）」が行われた。また、同年と翌年にわたり、町内の個人・団体で取り組んでいる先進的な美しい庭づくり花づくりの紹介を通じて住民同士の交流や情報交換を通じて花による美しいまちづくりを進めるため「フラワーマップ事業」が開始された。2007 年に「当別町景観形成基本計画」が策定された。2008 年に「景観行政団体」に認定、2009 年 3 月に「当別町景観計画」が



図2 長沼町の景観計画対象区域及び区域区分

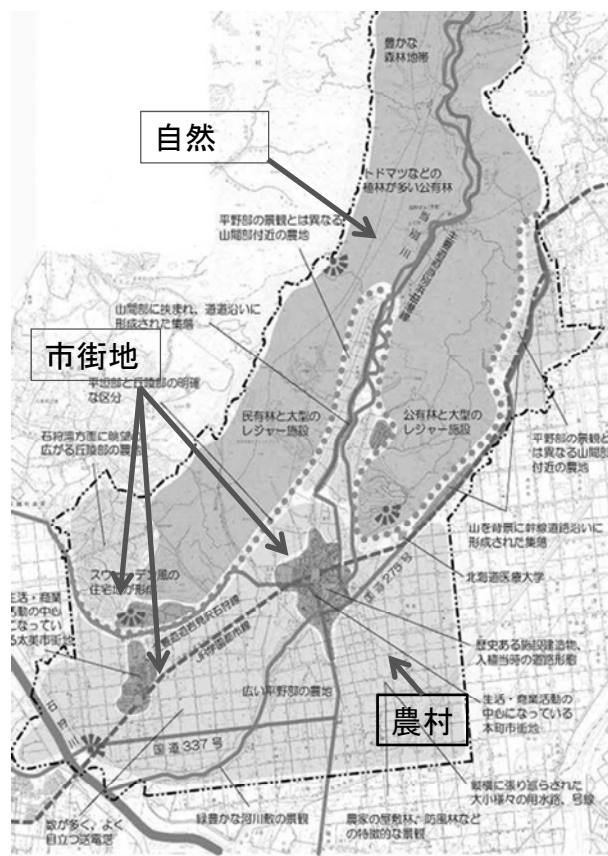


図3 当別町の景観計画対象区域及び区域区分

策定された。

3.2, 景観計画対象地域の範囲および景観区分を行った際の着眼点

3.2.1, 長沼町

「長沼町農村環境策定委託業務報告書(2007)」(N1)の検討時点で、景観計画対象地域について、行政区域全体を対象とした。「長沼町農村環境策定委託業務報告書(2007)」(N1)では、良好な景観を形成するための課題として、屋外広告物の景観改善、適度な統一感のある街並みの創出、田園景観の保全と継承、馬追丘陵や水辺景観の保全、主要道路における景観の向上、良好な視点場の保全、電線・電柱等による景観阻害の低減、景観向上に関する町民意識の向上を示した。

景観区分について、「長沼町農村環境策定委託業務報告書(2007)」(N1)では、地形的特徴や土地利用の分布形態および上位・関連計画をふまえ、景観を類型区分し、計画対象区域を「農業の景観」、「馬追丘陵の景観」、「市街地・主要施設の景観」、「主要道路の景観」、「河川・水辺の景観」に区分した。「長沼町美しい景観づくり計画(2008)」(N2)では、主要道路の項目をなくし、河川と水辺を農地に包含し、「馬追丘陵」、「中央長沼市街地」、「平地の農村」に区分した。長沼では、「馬追丘陵」には、森林、農地、宅地、ゴルフ場、レジャー施設も包含している。「平地

の農村」においても農地だけでなく、農村集落市街地(北長沼、舞鶴)を包含している。そこでは土地利用区分だけでなく、景観的にみた空間的まとまりとして区域区分が重視されたことがわかる(図2)。

3.2.2, 当別町

2003年度の「当別町景観形成基本調査報告書」作成開始時点で、景観計画対象地域について、行政区域全体を対象とした。「当別町景観形成基本調査報告書(2004)」(T1)で、土地利用の状況、地形的特徴から、山間部、農村部、市街地に3区分され、さらに、詳細な景観特性をもとに、農村部であっても平野と丘陵地では景観が異なり、景観形成上重要なエッジ(縁)周辺に特徴的な景観を背景にもつ集落などが存在しているため、7つの地域の区分がなされた。それらは、①山間地区、②市街地近郊農村地区、③スウェーデンヒルズ・高岡地区、④弁華別・茂平沢地区、⑤金沢・中小屋地区、⑥本町市街地地区、⑦太美市街地地区であった。それぞれの地区での景観形成上の課題が整理された。

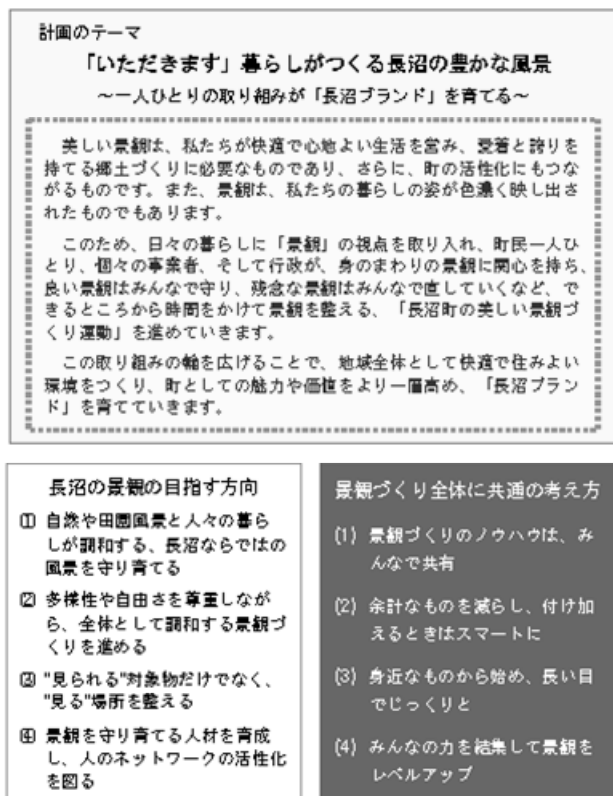
「当別町景観形成基本計画(2007)」(T2)では、景観計画上の区域区分における地形的特徴や土地利用の分布形態から景観的な特徴をもとに、①山間地区は「自然景観」に、②市街地近郊農村地区、③スウェーデンヒルズ・高岡地区の高岡地区、④弁華別・茂平沢地区の一部、⑤金沢・中小屋地区が「農村景観」に、③スウェーデンヒルズ・高岡地区のスウェーデンヒルズ、④弁華別・茂平沢地区の一部、⑥本町市街地地区、⑦太美市街地地区が「市街地景観」に区分された。このように当別町では、区域区分においては、視覚的要素のまとまりというよりも、むしろ、土地利用区分に主眼が置かれたことがわかる。この土地利用区分は当別町の第5次総合計画と符合した(図3)。

3.3, 農村景観の目標設定と実現手法

3.3.1, 長沼町

「長沼町美しい景観づくり計画(2008)」(N2)では計画の理念として、「「いただきます」暮らしがつくる長沼の豊かな風景～一人ひとりの取り組みが「長沼ブランド」を育てる～」としている。「長沼ブランド」としての農地景観づくりでは、おいしい作物を生む、美しい景観をまもる意識を醸成し、おいしい作物、しゃれた田園レストランなど、各方面で評判を呼ぶ取り組みと連動し、景観を意識した緑肥づくりや、耕作放棄地の管理など生産者主導で景観を整え、維持することを提言している。また、「景観づくりの共通の考え方」(N2)として、「景観づくりのノウハウをみんなで共有」、「身近なものから始め、長い目でゆっくり」、「みんなの力を結集して景観をレベルアップ」、「余計なものを減らし、付け加える時はスマートに」という基軸を示した。

また、区域毎の景観の目標として「馬追丘陵」では「自然と融和した住まい方を進め、馬追丘陵の魅力と



価値を高める」,「中央長沼市街地」では「長沼の中心らしい調和と賑わいの市街地景観をつくる」,「平地の農村」では「農業がつくる長沼ならではの「美しい景観」を守り育てる」ことを表明した。

3つの区域ごとの目標像を実現するために、町民・事業者・行政が協力して「景観づくりの工夫」を提示した。それは義務ではないが、全ての建築物・工作物・開発行為を対象に新築・改修のときだけでなく、普段の暮らしのなかでも取り入れていくことで徐々に景観の質を向上していくことを目的として示した。また、一定規模以上の建築物・工作物・開発行為を対象に、「景観形成基準による行為の制限」を行うこととした。これは、目標とする景観から大きく外れたものができることを防ぐ最低限のルールとして提示した(図4)。

3.3.2, 当別町

当別町(T2)では、「美しいまち当別をみんなでつくる条例」の前文から趣旨を読み取り、景観形成の基本理念として「自然環境と調和した美しい田園のまち当別―石狩の平野に広がる自然、田園景観を次代へ―」を示した。

基本理念を実現するための具体的目標として基本目標を5つの観点から示した。それらは、「自然景観の保全・活用」で、豊かな水と緑資源を全体の景観を構成する貴重な資源と位置付け、「農村景観の整備・活用」で地域農業のブランド力を高める景観形成として、農業をより一層内外にアピールできる環境づくりを標榜し、「特色ある市街地景観の形成」で町民が誇りを感じることが出来る景観を形成することとし、「未来の景観を担

う人づくり」で学校、地域での景観学習プログラムの推進を謳い、「景観づくりへの参加・ルールづくり」で行政、企業、個人の協力の必要性などを示した(表2)。

3.4, 目標実現のため施策展開の拠り所

3.4.1, 長沼町

「長沼町美しい景観づくり計画(2008)」(N2)では、「長沼の景観の目指す方向」として、「自然や田園風景と人々の暮らしが調和する、長沼ならではの風景を守り育てる」、「多様性や自由さを尊重しながら、全体として調和する景観づくりを進める」、「“見られる”対象物だけではなく“見る”場所を整える」、「景観を守り育てる人材を育成し、人のネットワークの活性化を図る」の4点が示された(図4)。

地域の個性(N2)として、「町の風土や歴史・文化が映し出された長沼ならではの風景を保全」、「石狩平野を見下ろす眺望や、馬追丘陵を見上げる眺望、自動車で移動しながら見る眺望など、景観を眺める機会をつくり出す配慮」を示し、人文社会的観点および立地地形と眺望特性に着眼した内容であった。悪いものを良い方向に生かす点として、「いたずらに強い規制をかけるのではなく、住民個々の多様性や自由さを尊重し、より住みやすい、より居心地の良い環境がつくられるよう適度なルールを定め、多様さの中にも地域全体として調和する景観づくり」とされ、地域住民のコンセンサス、地域社会の規範を念頭に、

表2 当別町での景観形成の基本方針・施策の展開方向	
基本目標	景観形成の基本方針
自然景観の保全、活用	(1) 森林環境、防風林の保全
	(2) 自然体験、レクリエーションの場づくり
	(3) 自然景観と調和した川づくり
	(4) 道路沿道の景観整備
農村景観の整備、活用	(1) 農業環境の景観整備
	(2) 農家住宅・優良田園住宅地の景観整備
	(3) 私有地内の景観阻害要素の改善に対する誘導
	(4) 農業との交流の場づくり
	(5) 道路沿道の景観整備
特色ある市街地景観の形成	A 本町市街地地区
	(1) 駅前、商業地景観の形成
	(2) 住宅地景観の形成
	(3) 沿道景観の形成
	(4) 歴史景観の保全、創出
	(5) 市街地内河川・公園緑地の景観整備
	B 太美市街地地区
	(1) 駅前景観の形成
	(2) 住宅地景観の保全
	(3) 沿道景観の形成
	(4) 公園緑地の景観整備
	C スウェーデンヒルズ地区
	(1) 住宅地景観の形成
	(2) 公園緑地の景観整備
	D その他の市街地地区
未来の景観を担う人づくり	(1) 住宅地景観のルールづくり
	(2) 公園緑地の景観整備
景観づくりへの参加、ルールづくり	(1) 学校、地域での景観学習プログラム等の推進
	(2) 景観意識の啓発
	(1) 町民参加による景観づくり
	(2) 顕彰制度の設立
	(3) 景観形成ルールの検討

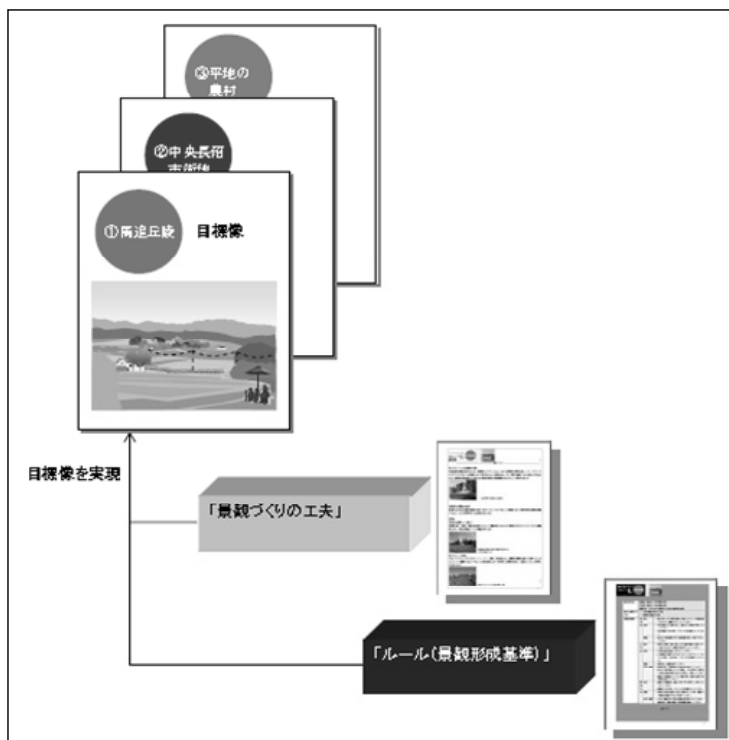


図5 長沼町での美しい景観づくりのための工夫と行為の制限

対処する旨が記載されていた(図5)。

3.4.2, 当別町

当別(T2)では、「景観形成の基本方針」として、基本目標を細分化した内容が示された。一例として「農村景観の整備・活用」を例にとると、そこでは、景観形成の基本方針として「農業環境の景観整備」、「農家住宅・優良田園住宅地の景観整備」、「私有地内の景観阻害要素の改善に対する誘導」、「農業との交流の場づくり」、「道路沿道の景観整備」と、羅列的に項目が示されていた。しかし、市民レベルで理解できる、目標実現のための施策展開上の拠り所について、文脈からはわかりにくく、解釈がいく様にも取れるものであった。

3.5, 施策による目標の実現化と基準の考え方

3.5.1, 長沼町

「長沼町美しい景観づくり計画(2008)」(N2)の「長沼の景観の目指す方向」(N2)では、区域毎の景観の目標像を設定し、美しい景観づくりに町民・事業者・行政が自発的に行う、①「景観づくりの工夫」

と、目標とする景観から大きく外れたものができることを防ぐ最低限のルールとして、②「景観形成基準による行為の制限」を導入した。①「景観づくりの工夫」については、それぞれの区域について、イメージ図を用い解説した。②「景観形成基準による行為の制限」について、一定規模以上の建築物・工作物・開発行為を対象に区域毎に異なる基準を設けた。具体的には建築物・工作物について、届出の義務付けを、「馬追丘陵」では、麓から見たときに丘陵の稜線や周辺景観から突出しないよう、延床面積 100 m² 又は高さ 10mを超えるもの、「中央長沼市街地」では、防風林の高さより突出しないよう、延床面積 1,000 m² 又は高さ 16mを超えるもの、「平地の農村」では、周辺の景観から突出しないよう、延床面積 1,000 m² 又は高さ 10mを超えるものを対象とした。③道路や橋梁、公園などの公共施設による景観向上の先導を示した(図6)。④屋外広告物について、「北海道屋外広告物条例」を遵守することを基本とし、必要に応じて実情に即した独自の制限を検討するとした。⑤景観

協定について、情報の提供や技術的支援を行うこととした。⑥景観農業振興地域整備計画の策定を検討するとした。⑦景観重要建造物・景観重要樹木の指定について「歴史的・文化重要性」、「希少性」または「シンボル性」が認められるなど、美しい景観づくりにおいて重要と認められるものを指定することとした。

また、「長沼町美しい景観づくり計画」(N2)に美しい景観づくりのためには、町民・事業者・行政等の各主体が、景観の目標像や行為の制限などの内容を十分理解し、それぞれが取り組みを実践していくこと

景観を壊さないためのルール		景観の目標像から大きく外れてしまわないよう、一定規模を超える建築・開発行為に対して、景観法により届出を義務付けます。	
		届け出る行為は、ルール(景観形成基準)に適合するものとしてください。これに適合しない場合は、設計変更などの対応をとるよう、勧告または変更命令を行うことがあります。	
届出対象となる行為		景観形成基準(基本的な事項)	
種別	規模	高さ	10m以下(中央長沼市街地は16m以下)とする。
建築物の新築、増築、改築、移転	延床面積1,000㎡(馬追丘陵は100㎡)又は高さ10m(中央長沼市街地は16m)を超えるもの	色彩	・光沢を抑え、次々に掲げる範囲の色彩とする(概ね2割の範囲内で用いるアクセント的な色彩は除く)。 ・外壁の25%を超えるイラスト等を記載しない。
工作物の新築、増築、改築、移転	築込面積1,000㎡(馬追丘陵は100㎡)又は高さ10m(中央長沼市街地は16m)を超えるもの	配置	道路・隣地境界からの後退距離を十分にとり、ゆとりある空間の確保に努める。(馬追丘陵のみ適用)
建築物・工作物の外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	上記の規模のもので、かつ、外観の過半を超えるもの	緑化	・敷地面積の20%以上の緑地を確保する。(馬追丘陵のみ適用) ・既存樹木の保全と樹木の植栽に努める。
開発行為 土地の形質の変更	1,000㎡(中央長沼市街地は3,000㎡、平地の農村は10,000㎡)を超えるもの	※ 上記は建築物の基準を要約したものであり、具体的な基準の内容及び工作物・開発行為等については計画書本編をご参照下さい。 ※ 一部例外規定もあります。	

図6 長沼町での美しい景観づくりのための行為の制限と基準

が必要なことから、町全体で体系的かつ効果的に景観づくりを進めていくため、計画をスタートした後の3～4年程度で実施するリーディングプロジェクトを設定した。

「長沼町美しい景観づくり計画」では、第一に、継続的取り組みとなるよう、町民、事業者、行政内部に「景観の伝道師」を育てることを目的に、美しい景観づくりに関し、有識者からなる専門的指導・助言を受けられるアドバイザー制度を設けるほか、景観に関心の高い町民による「美しい景観づくり町民会議」を組織し、コンテストの企画・検討など、サポート活動を行うとした。第二に、景観に関心がない町民との接点を多くし、町内事業者のビジネスチャンスを増やすPRを目的に、行為の届出に関する手続きなどをパンフレットとして配布し、ホームページでも情報発信するほか、町内の建築物を含む住空間を表彰する「長沼テイスト・暮らしの百景コンテスト(仮称)」を創設、さらには季節感ある景観を演出する取り組みを紹介・推奨(キガラシなど景観作物の栽培、冬のライトアップなど)を図る。第三に、分かりやすい成功例をつくることを狙いに、実施予定事業と連携し、まちの入り口・主要眺望点などで景観向上に取りくむほか、道路など公共施設の整備・維持などの際に、景観への配慮がなされるよう、関係機関と調整しつつ進めるとした。

3.5.2, 当別町

当別町では「景観形成の基本方針」の内容を詳細化した内容が「施策の基本方向」および「主要施策及び主要事業」に提示された(表3)。一例として、農業景観の整備・活用における基本方針としての「農業環境の景観整備」における「施策の基本方向」として、農道沿道の景観形成の推進、「主要施策及び主要事業」として、農地・水・環境保全向上対策の推進が示された。確かに、基本目標毎の「景観形成の基本方針」、さらに「景観形成の基本方針」毎の「施策の基本方向」および「主要施策及び主要事業」の階層構造が明記されているが、階層間にどのような脈絡があるのか、あるいは各階層における項目間のつながりなどは明示されていない。一方、参考として「農家住宅の景観形成」について、居住の場と生産の場(倉庫

やビニールハウス)が敷地内に無秩序な配置、多くの人々に不快な印象を与える廃材や廃屋など存在、沿道に立つ違反広告物について、その対応策が指摘されており、悪いものを良い方向に生かす視点が具体的に記載されていた。

当別町の場合、農家住宅の景観形成に向けた指針(イメージ図)、当別町優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針(基本的要件としてのルール説明)、屋外広告物の規制誘導(北海道の事例紹介)、住宅地景観形成ガイドプラン(イメージ図)、個別の施設ごとの対応は示されたが、理念・目標との関連性や区域毎の対応が示されなかった。規則制度活用の検討については建築協定、景観地区、景観法としての対応の検討に言及した。

「当別まち景観形成基本計画」(T2)では、景観形成における緊急性(良好な景観を維持するため緊急な手当てが必要)、先導性(景観形成への波及効果)、地域性(当別まちならではの独自性)の高い事業を、2007年度以降3カ年以内に着手できる実行可能な8つの施策を「景観形成プロジェクト」として示した。それらは「美しい景観スポット認定プロジェクト」、「景観ルート策定プロジェクト」、「景観体験プロジェクト」、「農業景観整備プロジェクト」、「住宅地景観形成プロジェクト」、「美しい景観委員会活動の充実」、「ジュニアまちなみ探検クラブプロジェクト」、「景観阻害要素の改善に関するルールづくり」であった。

景観計画(T3)において、一定規模以上の建築物・工作物・開発行為を対象に、届出の義務付けをおこなった。延床面積1000㎡又は高さ10mを超えるもの、および塀や擁壁の高さが2mを超えるもの、開発行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、土地の形質の変更該行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積為に係る土地の面積が1,000㎡かつ当該行為に伴い生ずる堆積物の高さが1.5mを超えるものについて、届出を義務付けた。

3.6, 主体となる住民力の育成及び合意形成のプロセス

3.6.1, 長沼町

表3 当別町の景観計画における農村計画整備、活用の施策展開

基本目標	景観形成の基本方針	施策の基本方向	主要施策及び主要事業
農村景観の整備、活用	(1) 農業環境の景観整備	① 農道沿道の景観形成の推進	農地・水・環境保全向上対策の推進
	(2) 農家住宅・優良田園住宅地の景観整備	① 農家住宅屋敷林の保全、整備、活用	・「当別町景観重要樹木」の指定
		② 優良田園住宅のPR	・農家住宅景観形成指針の作成
		③ 優良田園住宅地域における「景観協定」の制度の活用	・当別町優良田園住宅のPR
	(3) 私有地内の景観阻害要素の改善に対する	① 景観阻害要素改善のためのルールづくり	・当別町景観阻害要素改善要綱の整備
			・美しい景観委員会による景観阻害要素マップ作成
			・景観阻害要素所有者への通知・改善要請
	(4) 農業との交流の場づくり	① 農業との交流情報の整備	・農作業体験の推進
		② 農村景観の眺望点づくり	・農村景観サイクリングルートづくり、マップ作成
	(5) 道路沿道の景観整備	① 不法投棄の防止(幹線道路沿道など)	・不法投棄禁止の啓発・監視の徹底
		② 幹線道路沿道の屋外広告物規制誘導	・屋外広告物指導要綱の制定検討
		③ 幹線道路の景観整備	・景観を意識した道路管理の徹底
		④ 町が管理する道路の景観整備	

「美しい景観づくり基本計画」の策定に向けて景観づくりの協議事項に地元住民の意見・要望を反映する、地域住民からなる「長沼町の美しい景観づくり懇談会」が設置された。「長沼町の美しい景観づくり懇談会」は2006年度に4回開催され、主に「長沼町の景観の特性と課題」、「良好な景観形成の基本的考え方」について現地確認を含めて検討された。2007年度に4回開催され、「景観形成の目標」、「景観形成の具体的方法」、「景観形成のルール」、「計画の推進体制と推進方法」が論議された。懇談会の協議結果については、その都度、長沼町民への周知・理解促進を図るためのニュースレターが作成され、町の広報誌に併せて各世帯に配布された。

「長沼町の美しい景観づくり懇談会」では、長沼町の「美しい景観づくり基本計画」の方針のアイデア抽出に加え、官民を含む参加者の連携を深め、景観をきっかけとした地域づくりの意識高揚を図ることを狙いとした。懇談会運用にあたっては、景観について見やすく分かりやすい資料説明を行なった上で、相互理解と参加者同士の様々な工夫・アイデアの共鳴・相乗効果を誘導し、かつ、協議の進展にあわせた柔軟な対応を行うためにワークショップ方式が導入された。また、最終案作成後、町民に対してパブリックコメントを求めた。

長沼町では、目指す方向の一つに、「景観を守り育てる人材を育成し、人のネットワークの活性化を図る」とした。狙いは、町民一人一人が町の景観に目を向け、「景観を見るまなざし」を育むことで、「景観づくり・まちづくりへの参加意識を高めることが重要」であるとした。また、人のネットワークの活性化を図るために、行政として、「町の景観に関する情報の発信、景観を学び語り合う機会づくり、景観づくりに係わる町民活動への支援などに取り組む」ことを提示した。「町民・事業者・行政等の各主体が取り組みを実践していくことが重要」という認識から、継続的取り組みとなる仕組みを設けた。「長沼町美しい景観づくり条例」で町、事業者、町民等の責務を明示し、町の先導的役割についても明らかにした。「長沼町美しい景観づくり条例」で、美しい景観づくりに著しく寄与したと認められる行為を行った者への表彰、美しい景観づくりに寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する費用の一部を助成することが示された。

3.6.2, 当別町

「当別町美しい景観委員会」が2002年に設置され、民間人10名の委員により、美しい景観づくりを推進するための協議を行った。委員のうち委員長をはじめとする4名が、ひきつづき「景観形成基本計画策定委員会」となり当該委員会での意見を計画策定に反映を可能にした。「景観形成基本計画策定委員会」は12名の策定委員からなり、2005年度、「景観形成基本計画策定委員会(3回)」、町民ワークショップ会議(2

回)などを開催し、計画の骨子を取りまとめた。2006年度、引き続き、「景観形成基本計画策定委員会」などを4回開催するとともに、計画素案に対するパブリックコメントを実施したうえで、景観形成基本計画等を取りまとめた。

「当別町景観形成基本調査」では、景観に関する町民意識を調査するため、2003年に当別町在住の15歳以上の男女1,200人を対象に町民アンケート調査を行った。また、子どもの視点を取り入れるため、当別町の小中学校に通う小学5年生から中学3年生までの児童、生徒331人を対象に子どもアンケート調査を実施した。

当別町では、基本目標に、「未来の景観を担う人づくり」を示し、景観形成の基本方針に「学校、地域での景観学習プログラム等の推進」、「景観意識の啓発」を示した。そして、施策の基本方向として、「学校、地域での景観学習プログラム等の推進」について、「子どもに対する景観学習・環境学習の機会づくり(小学校の総合学習を利用した景観学習プログラム・環境学習の推進)」、「地域住民向けの景観学習・環境学習の機会づくり(景観セミナー、シンポジウム等の開催)」、「美しい景観委員会活動の充実(委員構成の見直し、検討内容の拡充など)」を、「景観意識の啓発」について、「町内外へ向けた当別の景観の紹介(景観体験事業の推進、広報、ホームページを通じた当別の景観の紹介)」、「町民向けの景観普及啓発事業の企画、実施(景観マップ策定事業)」を示した。

基本目標に、「景観づくりへの参加、ルールづくり」を示し、景観形成の基本方針に「町民参加による景観づくり」、「顕彰制度の設立」を示した。そして、施策の基本方向として、「町民参加による景観づくり」について「各種景観整備事業における町民参加、意識啓発」、「景観モデル地域での試行」を、一方、「顕彰制度の設立」について、「(仮)当別美しい景観賞の設立(個人団体部門、花と緑部門、民間建築物部門、公共建築部門)」を示した。

「当別町景観計画」(T3)において、公園などの整備に対する満足度を(平成19年度)34.8% → (平成30年度)40%以上、美しい田園風景に対する満足度(平成19年度)41.7% → (平成30年度)60%以上、美しい街並みの形成に対する満足度(平成19年度)33.9% → (平成30年度)50%以上、町内美しいまちづくり組織数(平成19年度)38組織 → (平成30年度)44組織にするという数値目標が示された。

4. 総括

2005年に景観法が全面施行され、自治体が景観条例をつくり、それぞれの地域特性にあった良好な景観の形成を図る制度が本格的にスタートし、2009年2月現在で景観計画は147、景観行政団体は376を数えるまでに至っている。

札幌市近郊にある農村地域での景観計画の策定

手法として長沼町、当別町を調査した結果、第一に、景観関連の施策上の経緯から、長沼町では 1992 年から、地域資源を「農村が有する多面的機能」という視点から見直し、個性ある都市近郊型農業の確立を図る動きの中で、環境整備、そして景観計画の策定に至ったとみられる。当別町では、2002 年の条例制定以降、条例の目的にある、美しいまちづくりを実現するため、農村景観の創出、街並景観の創出、人材育成、自然環境保全の 4 つの観点から、様々な取り組みが重層的に展開し、それが景観計画の策定に至ったとみられる。しかし、長沼町と異なり、農村が主軸ではない。その背景には、当別町では、1993 年の札幌大橋開通により札幌市へ通勤する住民が増えるなど人口増加と就労環境の変化が起き、2000 年以降、人口が逡減する中で、住環境都市機能を損なわずに田舎暮らしをしたい方や、都市に通勤しながらも自然の中でゆったり暮らしたい方に最適な居住環境の魅力づくりを行う必要性が生じたことがその背景にある。一方で、長沼町では都市圏からの移住者が軽微にとどまり、社会構造に大きな変化がないことから、農業・農村主体の位置づけになったものと考えられる。

第二に、景観計画対象地域の範囲および景観区分を行った際の着眼点から、両町とも、策定の中間段階では細かな地区区分案が提示されたが、最終的に、市街地と農地、自然地域(森林あるいは丘陵地)といった区分となった。また、本町市街地以外の市街地について、長沼町では従前の農村市街地としての機能上の観点から農村に包含したのに対し、当別町では本町以外の太美、スウェーデンヒルズに移住者が多く住んだ結果、都市環境志向が強いことから市街地に区分したとみられる。結果的に、この区分については、当別町では 2008 年に「当別町第 5 次総合計画」を、長沼町では 2005 年に「第 4 期 長沼町総合振興計画(後期基本計画)」を策定しているが、景観区域区分は、両町とも、総合計画及び総合振興計画で示された土地利用区分と符合させている。そのことは、景観が土地利用形態により強く影響を受けることから、景観保全・管理の実効性を図る、さらには、相互連携による施策推進強化の観点から、町の基本計画であるところの総合計画や総合振興計画と符合する必要性が認識されたといえる。また、当初想定された地区毎の提案を行うとすれば、それぞれに目標設定や景観形成のための基準についても地域住民との合意形成が求められることになる。しかしながら、現在は、景観に対する地域住民の理解と熟度が一定段階に達していないことも一因と考えられる。

第三に、農村景観の目標設定と実現手法に関して、長沼町について、形成主体が示され、意識と行動の関連性という点に着目した、景観づくりのプロセスをイメージ形成の柱していると解釈される。目的の明確化と視点の設定、地域イメージの形成の視点が包含されている。また実現方策としての、それぞれの主体の工夫と行為の制限を提示している。一方、

当別町について、基本理念とその実現方策としての基本目標は羅列的に項目が示されているものの、目標相互の関連性がわかにくにくい。また、基本目標の中に、実現手法に関わる「人」づくりや「ルール」づくりが織り込まれており、実現目標部分と、それを実現するためのツールが混在し、計画論的に分かりづらい表記となっている。この点は、景観計画が方針の部分と実現制度の部分を合体させ、法定景観マスタープラン化した従来にない計画制度の利点を十分に生かすという点で、改善が望まれる。

第四に目標実現のため施策展開の拠り所に関して、長沼町では、目指す方向性が具体的に示され、地域の景観上の特性が、その人文社会的観点および立地地形と眺望に関して整理されており、また地域住民のコンセンサス、地域社会の規範を念頭に、対処する旨が記載され、施策展開の拠り所が明確に示されていた。一方、当別町では、「景観形成の基本方針」として、基本目標を細分化した内容が示されたにとどまり、目標実現のために不可欠な市民の理解を得る、あるいは関係機関や部局の理解を得ながら施策展開を図る上での拠り所が不明瞭であり、改善の余地があると考えられた。

第五に施策による目標の実現化と基準の考え方に関して、理念・目標との関連性、規則制度活用の検討、各種協定の締結促進が重要な点となると考えられ、その点を踏まえ整理した。長沼町では、理念・目標との関連性が、区域毎の景観の目標像の設定との対応を考慮し、区域毎に「工夫」の仕方についてわかりやすく例示し、行為の制限基準については、区域ごとに共通する要素と、眺望特性に配慮し区域ごとに異なる要素を分けて提示した。また、「行為の制限の基準値」を区域毎の眺望特性と対応させた。しかし、規則制度活用、各種協定締結について、今後の対応方針を示したにとどまった。その一方で、町全体で体系的かつ効果的に景観づくりを進めていくため、計画をスタートした後の 3～4 年程度で実施するリーディングプロジェクトを設定した。

当別町では、上位の第一階層に「基本目標」、第二階層に「基本目標」毎の「景観形成の基本方針」、第三階層に「景観形成の基本方針」毎の「施策の基本方向」および「主要施策及び主要事業」が示されているが、上記の階層を実現するための手段としての下位階層の内容の論理的必然性が示されていない。また、各階層における項目間のつながりなどは明示されていない。規則制度活用の検討については建築協定、景観地区、景観法としての対応の検討に言及したにとどまった。その一方で、3 年以内に着手できる実行可能な 8 つの施策を「景観形成プロジェクト」として示した。行為の制限について、当別町では区域毎に異なる基準はなく、全町一律の基準で対処した。

第六に施策面からみた、主体となる住民力及び合意形成のプロセスに関し、長沼町では、合意形成の

プロセスとして、地域住民からなる「長沼町の美しい景観づくり懇談会」が設置され、現地確認をふまえながら論議され、その内容が町民への周知・理解促進を図るニュースレターとして、町の広報誌に併せて各世帯に配布された。そして最終案についてパブリックコメントが実施された。住民力を高める点で、「長沼町美しい景観づくり条例」で町、事業者、町民等の責務を明示し、町の先導的役割についても明らかにし、表彰や技術的援助の制度を提示した。

当別町では、合意形成のプロセスとして、地域住民からなる「美しい景観委員会」が設置され、「景観形成基本計画策定委員会」では住民組織代表らが参加し計画の骨子をまとめた。さらに地域住民へのアンケート調査も行われた。住民力を高める点で「未来の景観を担う人づくり」を示し、景観形成の基本方針に「学校、地域での景観学習プログラム等の推進」、「景観意識の啓発」を示した。そして「顕彰制度の設立」について、「(仮)当別美しい景観賞」が設立された。このように両町とも住民参加の手法に相違点はあるものの、住民の意見を景観計画に取り入れようとしたことは評価してよい。当別町では人材育成の観点から景観学習に力を入れており、その点は特筆される。その一方で、景観資源は地域住民の認知の向上や景観形成に取り組む手掛かりとなるものだが、両町とも、景観重要建造物や樹木の指定については見送っていることから、これらの資源の制定を通じた地域住民の景観意識の向上を具体化する必要があると考えられる。

都市近郊にある農村地域での景観計画の策定手法上の課題は、一つには農業経営に対応した農村景観の保全・創出に関わる課題であり、営農形態は異なるが農業をベースにするという点で、都市から離れた農村地域と同様な対応が求められる。もうひとつは丘陵や山地といった森林を主体とした自然環境の保全に関わる課題であり、森林の利用形態や保護制度等は異なるが自然環境保全ベースにするという点で、都市から離れた農村地域と同様な対応が求められる。都市近郊であるという点で特異性は、地域住民の都市への通勤・購買、農産物などの直売等を通じた都市住民との交流を踏まえた都市への近接性を活かした地域づくりという観点、そして、経済的理由から都市部から農村に移住した人では都会志向が強く、可能な限り都市的サービス構造を期待し希望する(職住接近、都市回帰)点への対応である。その意味で、6つの着眼点のうち、第一の景観関連の施策上の経緯、第二の景観計画対象地域の範囲および景観区分を行った際の着眼点について、都市近郊固有の特性が表出したといえる。

そこでは、農村景観の扱いとして、都市部との交流を期待する文脈上、地域のアイデンティティを求め、魅力づくりの一環として景観計画を立案している。また、広域的スケールの視点から札幌大都市圏の一部と捉えた場合、都市近郊の農業地域には自然生態

系としての持続的保全が求められる。都市と農村という単純な役割分担ではなく、農業地帯における生産行為の蓄積でつくりだした複雑な水管理システムや土壌管理、相互の交流や相互依存関係など多元的要素を考慮しなければならない。そこでの留意点としては、本州府県に見られる兼業農家とは異なる、大規模専業農家特有の課題、空間的には粗放管理でありながら特定の時期に多くの労力のかかる作業が伴う点、大規模なインフラには人手をかけて手入れしなければならないが、地域には十分な労力がないという点をあげることができる。

21世紀の農業農村は、経済効率を強調する路線から脱却し、自然環境との調和や文化の継承、そして他者、他集団との交流を通じて得られる地域の創造性が期待されている。まさに都市近郊農村地帯は、その試金石となる空間である。しかしながら、景観計画として、現状ではそこまで踏み込んだ検討はされていない。今後の改定作業の中で、この点に踏み込んだ具体策が盛り込まれる必要がある。

景観計画策定の過程から明らかのように、景観は、単に表面的な美観の問題として捉えられるべきでなく、地域住民が抱く地域の将来ビジョンと、日々の暮らしや産業活動、歴史の積み重ねが反映されたものとして理解する必要がある。景観法に基づく景観計画に記載された内容は、景観行政団体である自治体が、景観計画をつくり、景観形成の基準や仕組み、あるいは罰則などを決め、それを町の条例に規定することで実効性が確保される。したがって、景観まちづくりの分野では、自治体間の取り組みには温度差が生じるとともに、その成果についても差が生じることが十分に予想される。本事例においても、対応の差が確認されている。

今後、都市近郊にある農村の景観まちづくりを進めていく上で、先行的に景観行政団体となった2事例は、国や県などの助言とともに参考資料になる。しかしながら、都市近郊にある農業主体の自治体を対象に景観計画を立案しようとする際、当該地域の景観特性を成立させている産業構造や土地利用形態、都市との連関性の強さなど、地域の仕組みを理解することが先決である。なぜなら、景観まちづくりの取り組みは、当該市町村の特性に即して、地域住民をはじめとした景観形成主体の考え方と意思に基づいて進めていかなければならないからである。そこでは、地域にとって、良好な景観とは何か、それによってどのような価値を地域にもたらすことができるのか、そして、それをどのような方法で保全、創出していくかなど、景観計画上の課題を地域住民自身が決める必要がある。そのため、景観計画の策定過程では、景観行政団体となる自治体を中心に、各地域の住民や関係する事業者との協議や合意形成が不可欠である。このように見ていくと、自ら考え、自ら決め、自ら取り組む景観まちづくりは、自治体としての能力、まちづくりの主人公である地域住民の力量が試される新

たな挑戦といえる。

景観とまちづくりを進めるためには、地域ごとの「土地柄」と「人柄」に触れ、独自のテーマを発見し、それに答える技術を選択し、バランスよく構成できる技術の体系化が必要である。地域の知恵や技術、技能、資源に学びつつ、一方で新しい価値や技術、手法の導入という「温故知新」が不可欠である。しかしながら、それらの導入・実行・改善を行う主体は地域住民であり、それを推進するのは、地域に対する想い、知恵、技能、そして地域をマネジメントする能力である。景観とまちづくりという「ものづくり」に着眼するだけでなく、心やシンボル、イベント、時間と言った、直接造形できない意味の構築も重要な要素として扱う必要性がある。とすれば、活動の継続性を保証する上で、経済活動と結びついた景観形成・保全を推進し、地域住民だけでなく来訪者も参画し、主体のレンジを広げるととともに、逐次達成状況を確認し、順応的に対応する計画技術としくみが重要になる。

現在求められているのは、場所の魅力づくりの手段としての景観である。そこでは、場所の意味や文化、アイデンティティの表現が求められ、場所性の捉え方、その表出手法が問われる。場所の意味や文化、アイデンティティとは、形態と配置に刷り込まれた人々の思いであり、住民が培ってきた土地に記憶された文脈である。その意味で、「らしさ」を表現しようとするれば、何所でも通用するあり方・やり方は存在しない。それゆえに、「らしさ」という魅力は短期間で作りあげられるものではなく、人々の日常的な体験の集積、あるいは、努力の集積の産物であって、場所の魅力づくりの手段としての景観は「美」の高みを極めるという永続的作業となることを肝に銘じるべきであろう。

参考文献

横浜勝司;川村志麻:三浦清一(1999):波浪のような繰返し力を受ける地盤・構造物系の破壊挙動評価の研究,専修大学北海道短期大学地域総合科学研究センター報告, pp.449-457.

深町加津江 (2000):農村空間における生物相および景観の保全に関する最近 10 年間の研究動向,ランドスケープ研究, 63(3) pp.178-181.

轟真一;中村攻;木下男;藤正三(1995):農村地域における自治体の景観施策に関する基礎的研究,ランドスケープ研究, 58(5), pp.241-244.

山路永司(1992):農業基盤整備における景観的配慮,農村計画学会誌, 10(4), pp.42-46.

吉岡宏高(2005):「炭鉱遺産でまちづくり」, 184pp, (株)富士コンテム

北澤大祐(2009):都市農村交流を活用した農村景観の保全・形成活動に関する分析,農村計画学会誌, Vol.27 論文特集号 pp.185-190.

本庄宏行;三橋伸夫;藤本信義 (2000) 都市農村交流活動の展開と住民意識—新潟県小国町を事例

として—,農村計画学会論文集, No.2 pp.277-282.

前田真子;西村一朗(2001) 交流活動の生活環境認識への効果と課題—中山間地域の棚田管理, Vol.52, No.5 pp. 439-449

乾康代;堀田結花(2007):都市近郊農村における混住と住宅外観変容 茨城県東海村を事例にして, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp. 489-490.